



筑広報広聴第18号

令和2年5月19日

筑西市議会政策研究会

如月会 秋山恵一様 赤城正徳様

榎戸甲子夫様 堀江健一様

仁平正巳様 津田修様

自由と民主の会 増渕慎治様 森正雄様

藤澤和成様

令和会 稲川新二様 田中隆徳様 保坂直樹様

無会派 三澤隆一様 中座敏和様

筑西市長 須 藤



### 要望書について(回答)

日頃より、市行政に多大なるご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、令和2年4月7日付けの要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

#### 1. 感染拡大防止対策として

##### ・感染者の感染経路の徹底解明及び立ち回りの公表

新型コロナウイルス感染者の行動履歴につきましては、濃厚接触者に対して県の担当者により調査、確認が行われております。感染者が不特定多数の人と接触があり、濃厚接触者が特定されない場合は、接触者に対する注意喚起の観点から行動履歴を公表することになっております。現時点において、市内で感染者が発生した場合は、県より提供されたすべての情報を提供しております。

様々な情報により不安が増す場合も考えられることから、今後も県と連携をとりながら、正確な情報をできるだけ早く提供してまいります。

担当課：保健福祉部 健康増進課

TEL: 22-0506 (直通)

・陰性患者のプライバシー保護と経過観察機関の管理徹底

P C R 検査実施者の個人情報につきましては、陽性者の情報のみ保健所から市担当課へ報告されることになっており、陰性者の報告はありません。濃厚接触者が検査を受け、その結果が陰性だった場合の経過観察について保健所に確認したところ、14日間の自宅待機と決められているとのことです。自宅待機中は保健所から電話にて体温、症状の有無等について毎日確認がされており、その情報は厚生労働省へ報告がされることになっております。

今後も国及び県と十分に情報共有を図り、市民が安心して暮らせるよう対応してまいります。

担当課：保健福祉部 健康増進課  
TEL：22-0506（直通）

・感染拡大を防止する一時滞在施設の確保

茨城県では、新型コロナウイルス感染者のうち軽症・無症状の患者を受け入れる宿泊施設について、令和2年4月21日時点で約230室を確保しており、さらに約430室に拡充予定です。

今後、県が確保した宿泊施設が満室となった場合を想定し、市においても協力いただける宿泊施設を確保する必要性を認識しておりますので、市内法人等に対して宿泊施設としての協力について、その意向確認を進めてまいります。

担当課：保健福祉部 健康増進課  
TEL：22-0506（直通）

・陽性患者発生時の学校閉鎖基準の明確化

令和2年4月1日付け、文部科学省事務次官通知「【改訂】Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を参考にし、「新型コロナウイルス感染が疑われた場合の対応」【感染が発生した場合の臨時休業・出席停止の判断基準】別紙資料を学校閉鎖基準として設けています。

担当課：教育委員会 指導課  
TEL：22-0184（直通）

・市民に対する上記その他の情報に素早い公表と共有

このことについては、感染症の性質、市内の感染発生状況、予防方法、相談窓口、市施設使用中止状況及び市による除菌液等の配布等について、筑西市記者クラブへの情報提供をはじめ、広報紙、チラシ等の全戸及び公共施設配布又は全戸回覧、更には市ホームページ、市公式SNS、ケーブルテレビ、庁舎内の掲示、広報車による広報及び相談窓口の設置等にて隨時対応してまいりました。

市民の相談内容は、当初の予防方法から、最近では、感染者の動向、経済対策、マスク等の入手方法等に変化しつつあります。

市民の心身の健康を守るため、正確な情報の開示と共有は必要なものと考えます。すべての市民に必要な情報を伝えるために、様々な方法で提供をする必要があると考えます。

今後とも、患者のプライバシーに配慮しつつ、様々な情報の素早い公表と共有に努めてまいります。

担当課：保健福祉部 健康増進課

TEL：22-0506（直通）

## 2. 経済対策として

・影響を受けている中小企業、小規模事業者に対する官公需における柔軟な対応

日本国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生して以降、国内の対応方針等に基づき、本市においても既契約の建設工事、建設コンサルタント業務、物品及び役務に係る取扱いを定め、継続的に庁内周知を図っているところです。

現段階における取扱いとしましては、受注者の意向を踏まえた工期及び納期の設定、必要に応じた変更契約、検査及び打合せ等の対応の工夫、各種支払（前金払・中間前金払・既済部分払）の活用及び手続きの迅速化、そして緊急の調達が必要となった際の随意契約の適用などです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策については、状況に応じた柔軟な措置を講じることが重要であるものと認識していますので、今後とも、国及び茨城県の動向を注視しながら、適切な対応に努めてまいります。

担当課：総務部 契約検査課  
TEL：24-2185（直通）

・国や県の経済、雇用、金融支援策への市独自の上乗せ支援と手続きの簡略化

新型コロナウイルス感染症の影響は、2月以降より観光業・飲食業を皮切りに、あらゆる業種に影響が生じている状況です。緊急経済対策として、収入が半減した中小企業や個人事業主に持続化給付金の支給受付が開始され、窓口及び市のホームページ等で情報発信に努めています。

市の支援策としましては、県が感染症拡大防止のため、休業要請等をした県内の事業所に支給する協力金に上乗せして、市独自の協力金を支給いたします。

今後につきましても、県内市町村の状況を鑑みながら、市内事業者への支援策検討並びに迅速な情報発信に努めて参ります。

担当課：経済部 商工振興課  
TEL：54-7011（直通）

・市内事業者の倒産防止のため経済団体との緊密な連携

市内事業者の現状としては、集客が見込めない、部品が海外から輸入できないなど、様々な理由により売上の落ち込みが顕著であり資金調達に苦慮している事業者が多く見受けられます。商工会議所、商工会の相談窓口や取引先である金融機関と相談したうえ、政府の緊急対応策である実質無利子融資や市で支援している自治金融を活用していただいているところです。

また、外食を控える方が見受けられ、売上の減少など厳しい状況におかれている市内飲食店への支援として、商工団体と連携して、テイクアウトを実施している店舗の紹介やドライブスルー方式により実施するテイクアウト販売の情報を市のホームページ及びSNSで発信を行っております。

担当課：経済部 商工振興課  
TEL：54-7011（直通）

・終息後の景気V字回復を見据えた事業展望と施策の展開

終息した後は、地元での消費喚起を市民に促すとともに、地域経済が速やかに回復できるような施策を講じられるよう商工会議所や商工会等とさらに連携してまいります。

担当課：経済部 商工振興課

TEL：54-7011（直通）